

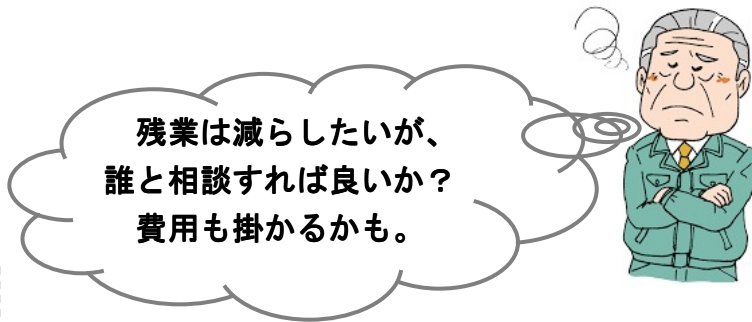


「働き方改革」を サポートする4つの助成金！



2018年4月 時間外労働等改善助成金に リニューアル！

専門家としてサポートします！
残業削減や有給取得拡大の
仕組みづくりと職場での定着が
ポイントです！



残業は減らしたいが、
誰と相談すれば良いか？
費用も掛かるかも。

職場意識改善コース

時間外労働が多く、有給取得も少ない事業所が改善に取り組み、年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加させ、労働者の月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減させた場合等。

最大150万円（成果目標の達成状況によって、補助率・上限額）

時間外労働上限設定コース

時間外労働・休日労働に関する協定届（36条協定）で「特別条項」を設定する事業所で、事業実施計画において指定した全ての事業場において、平成30年度又は平成31年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して、労働基準監督署へ届出を行う場合に、専門家によるコンサルティング費用等を助成。

最大150万円、更に休日目標達成の加算があります。

勤務間インターバル導入コース

従業員の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るために、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設け又は拡大することに取組んだ事業主に、労務管理用機器や専門家のコンサルティング費用等を助成。

最大50万円

テレワークコース

労働時間等の設定の改善の一環としてテレワークを新規に導入・強化等に取り組んだ事業主に、通信機器や専門家の費用等の助成。

テレワークを行った従業員1人当たり最大20万円、1事業所当たり最大150万円



中小企業事業主で、いずれのコースも働き方改革（時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、ワークライフバランスの促進など）に要した費用を支援する助成金です。

支給対象となる取組みに必要な費用として

- ① 労務管理担当者に対する研修
- ② 労働者に対する研修、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ ソフトウェア、機器（PCは除く）等

（詳しくは、お問合せ下さい）

○お問合せは下記の表にてFAXにてお願いします。電話でのお問い合わせもOKです。

貴事業所名		メールアドレス	@
所在地			
申込責任者名		電話番号	

申込・問合せ：社会保険労務士法人ウイズ **FAX:076-277-4415**

〒924-0805 石川県白山市若宮3-26 TEL:076-277-4408 HP: <http://srwith.jp>